

お知らせ

法人市民税の税率変更

市民税課
☎229-3129 FAX229-3331

税制改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率が以下のとおり変更になっています。事業年度ごとの税率を確認いただき申告をお願いします。

資本金等の額	平成26年10月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
1億円以下	9.7%	6.0%
1億円超	10.9%	7.2%

公的年金受給者の皆さんへ 個人市民税・県民税のお知らせ

市民税課
☎229-3130 FAX229-3331

公的年金から個人市民税・県民税が特別徴収されます

65歳以上で公的年金を受給している人は、公的年金の所得に係る税額が公的年金から特別徴収(引き落とし)されます。令和2年度10月支給分から対象になる人には、6月に発送した「令和2年度市民税・県民税納税通知書」にお知らせを同封していますのでご確認ください(令和元年度中に公的年金からの特別徴収が中止された人も含みます)。

申告をお忘れではありませんか

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの社会保険料を納付書または口座振替により納付している人は、市民税・県民税の申告をすることにより社

会保険料控除を受けることができません。申告は郵送でも可能です。公的年金の収入が400万円以下で確定申告の義務がない人も、税額が変更になる場合がありますので、ご相談ください。

10月は骨髄バンク推進月間

地域医療推進室
☎229-3372 FAX229-3018

日本では毎年約1万人もの人々が白血病などの重い血液の病気を発病し、うち約2,000人が骨髄バンクを通じた移植を必要としています。

一人でも多くの患者を救うためには多くのドナー登録が不可欠です。

津市では、骨髄移植ドナーとなる人とそのドナーを雇用する事業者を支援し、骨髄移植を待つ多くの人の命が救われるよう「骨髄移植ドナー支援事業」を実施し、助成金の支給を行っています。

助成対象	助成額
①ドナー…日本骨髄バンクが行う骨髄バンク事業におけるドナーで、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した日に津市内に住所がある人	1日につき2万円
②ドナーを雇用する事業者…①の人が提供を完了した日において雇用している、市内に所在する事業者(ドナー休暇制度を導入している者を除く)	1日につき1万円

※いずれもドナーが骨髄などの提供のための通院・入院に要した日数を上限(最大7日)とします。

高齢者の皆さんへ 季節性インフルエンザ予防接種のお知らせ

健康づくり課
☎229-3310 FAX229-3346

接種期間 10月1日(木)～来年1月31日(日)

接種場所 県内の協力医療機関

対象 津市に住民登録があり、以下のいずれかを満たす人

- 接種日当日に65歳以上の人
- 接種日当日に60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人(罹患すると重症化の恐れがあるため接種が望ましい)

自己負担額 1,200円 ※生活保護受給者は自己負担額の免除があるので、「被保護証明書」を医療機関に提出してください。

持ち物 健康手帳 ※各保健センターで交付しています。

都市計画の変更案の縦覧

都市政策課
☎229-3181 FAX229-3336

縦覧期間 10月13日(火)～27日(火)

内容 ①津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ②亀山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ③安濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ④津都市計画及び安濃都市計画下水道の変更(中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)) ⑤津都市計画用途地域の変更(久居新町地区)

縦覧場所 都市政策課 ※①～④は三重県県土整備部都市政策課でも縦覧可

意見書の提出 縦覧期間中は、住民と利害関係人は、①～④は知事宛て、⑤は市長宛てに意見書を提出できます。

令和2年度津まつり・第23回安濃津よさこいの中止

10月10日(土)・11日(日)に開催を予定していた令和2年度津まつり・第23回安濃津よさこいは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止が決定されています。

なお、令和3年度津まつりの開催日は、令和3年10月9日(土)・10日(日)です。

問い合わせ 観光振興課 ☎229-3234 FAX229-3335